

日本木蠟統制組合編「樫ト木蠟（一）」（昭和二〇年三月）の概略

後藤 正明

一 はしがき

近世期に西日本地域の特産物となった木蠟業は、藩財政改革の重要産物として、あるいは、生産者たる農民、製蠟業者、問屋、仲介業者らの品質・技術改良、販売活動などによって部分的ながらも飛躍的發展をおさめた。

江戸中期以降、木蠟業の特徴といえば、当初から生産者と製蠟業者との間にはつきりとした分業が見られたことと、樫栽培が農家の副業として定着し、製蠟業者は前近代的手工業としての成長が現れていたと言えよう。

明治維新を迎え近代化を進める日本において、明治期の

木蠟業は、石油、外国蠟などの進出によって光エネルギー改革の大打撃を受けつつも、近代産業への転化にむけた在来産業の存亡をかけて幾つかの改良策を試みている。

その一つの事例に、木蠟生産高全国第一位の福岡県の事例が取り上げられよう。明治一三年（二八八〇）九月、福岡県「秋季勸業大集会決議録」⁽²⁾の勸業課報告略には、県の勸業事業の取り組み方が窺える。その中に「大坂晒蠟ノ景況取調報告ノ件」が報告されている。

この報告には、福岡県は、県下の生蠟⁽³⁾を大阪府庁との協力で将来海外へ輸出可能な商品にしようとして、大阪蠟問屋の筑紫三次郎と金沢泰次郎の両人宅へ、県下生徒三名ず

つの計六名を六ヶ月間修業させようと計画した。この目的は、蠟燭改良を検討しながら、蠟装飾の技術を生徒らに習得させ、蠟を輸出品にしようとした計画であつた。この計画は、当時の福岡県は製蠟製品（多くは灰汁晒）が粗雑なため改良が是非とも必要であると自覚していたから出てきたものであつた。県では、福岡市および県下郡居住の業者らで組織する同業組合において、明治一四年から精晒蠟改良を計画したが、途中県財政のいきづまりから頓挫状態となり、その後新たな蠟樹改良策（樹木の栽種、蠟穂接木）が郡役所にて展開されたのである。しかし、製蠟業者の組織化が実現したものの、今までの弊害（粗雑品の生産などを洗い流すことは難しくほとんど成功せずに成果は上がらなかつたのである）⁽⁵⁾

先の装飾蠟を海外への輸出品にしようした製品改良運動は、福岡県の事例であつてどのような方法で輸出開拓先を切り開いたのかはわからないが、その後全国的に白蠟⁽⁶⁾（材料として）の海外輸出が可能となつたことを考えると、何らかの影響があつたものと思われよう。

明治後期、重要な法律（明治三〇年重要輸出品同業組合法、同三三年重要物産同業組合法）が制定される中、各地に

同業組合（その後、大正一四年重要輸出品工業組合法の公布、昭和六年工業組合法に改正）が設立し、整備されていった。⁽⁷⁾

全国的には蠟収穫高のピークが明治後期から大正初期にわたつており、当然、生産者、木蠟業者の衰退が顕著に表れた時期にあたる。そのことは、石油、電灯の発達、外国蠟の輸入関税問題や木蠟の価格不安定による収入減、蠟樹の病害、業者廃業による蠟樹伐採などが大きく木蠟業界に追い打ちをかけたのもこの時期の特徴と言えよう。⁽⁸⁾

戦時中（第二次世界大戦）における在来産業に関する研究は、諸々検討されているが、中村隆英氏によれば、「戦時中の企業整備によつて、在来産業はいつたん縮小した」と指摘されているものの、⁽⁹⁾その実態となると個々の業種の調査においてまだまだ徹底されていない。

本稿は、日中戦争を境に、我が国の経済統制色が強まる中、在来産業としての木蠟業が、第二次世界大戦期を迎え、どのような統制下に置かれたのかを、一史料である「蠟ト木蠟」⁽¹⁰⁾（昭和二〇年三月刊、日本木蠟統制組合編）を紹介することによつて状況を見ようとするものである。

今回の史料紹介は、史料の概略に重点を置いたものである。

二 昭和二〇年三月「榧木蠟 一号」 (日本木蠟統制組合編)に見える製蠟事情

この史料(報告書)の性格から触れていこう。この史料を保管したのは、昭和一四年日本木蠟工業組合連合会「以下、日本木蠟工連と略する」(昭和一九年五月日本木蠟工連は解散、と同時に日本木蠟統制組合創立)の理事を務めた上野嘉弥太である。⁽¹¹⁾

上野家について簡単に紹介しよう。同家は、近世後期から代々蠟屋を営んできた筑前国甘木の商家で、一族も蠟屋、酒屋、質屋などを兼ね、蠟屋では地域(旧福岡県朝倉郡、現朝倉市・筑前町)の中心的存在であった。明治四四年(一九一)の筑前木蠟同業組合では、第一支部から第八支部の所轄区域を定めているが、上野好三郎(嘉弥太の父)は第八支部長(会員三六名)として活動していることが窺える。⁽¹²⁾

さて、史料1の表紙と裏表紙に見られるように、作成者は日本木蠟統制組合であり、この史料の所蔵が上野家ということがわかる。なお、令(クモカ。意味は、山から突き出した雲を表わすという。)は、当家の商標である。

報告書の形態は、書冊でガリ版刷り、綴じ方は、二度の修正形跡がある一ツ綴の結びで、綴じ紐は紙縫を使用している。報告書の総頁数は、表紙を入れて六六頁である。

この報告書の初めには目次が列挙されているが、次頁には上野嘉弥太によって、同家の木蠟輸出高が書き込まれている。まずは目次をみよう。

- 一、榧実及木蠟ノ起源ト沿革
- 二、榧実ノ生産
- 三、榧実ノ流通過程ト統制
- 四、榧実ノ組織ト木蠟ノ性状成分
- 五、木蠟ノ製法
- 六、木蠟製造工場ト其ノ資材
- 七、木蠟流通過程ト統制
- 八、木蠟ノ用途
- 九、榧実及木蠟ノ生産ト公定価格
- 一〇、付録

この報告書の筆者については、目次「一」が始まる前にタイトル「榧木蠟」と題し、その下に日本木蠟統制組合技術部長、業務部長の肩書と、その後吉原郁次郎の氏名を記していることから、筆者(史料中に筆者の文言が記載、昭

〔史料一〕

（表紙）

昭和二十年三月

櫛
ト
木
蠟
一
号

日本木蠟統制組合

（原寸 縦二四・五センチ、横一八・七センチ）

和一九年五月、日本木蠟統制組合常務理事に就任」ということが窺えよう。

これら目次の中からいくつか重要と思われる項目について触れてみることにしたい。

「二、櫛ノ生産」では、「（前略）櫛ハ氣候温暖ノ地ニ適

（裏表紙）

一、本許可ノ有効期限

自 昭和二十年三月二十七日

至 昭和二十一年三月 末日

一、右許可条件ニ違反シ其の他不都合ノ所為アリタルトキハ本許可ヲ取消スルコトアルベシ

一〇、付録

一、定款 二、統制規定 三、統制業務取締規定

四、検査規定

分 上 野 氏 所 蔵

（原寸、表紙と同じ）

スルコトハ前述ノ如クニシテ近畿地方以西ニ能ク繁殖セルモ現今ハ福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島、宮崎、大分、愛媛、山口、島根、鳥取、福井、京都、和歌山ノ諸府県ニ多ク産シ他ハ殆ンド工業化スル程ノ收穫ナシ殊ニ以上生産県トイエドモ櫛ノ品種ハ多種多様ナリ、元来植物ハ同一種

類ノモノヲ播種スルモ氣候土質等ノ關係ニテ所ニ依リ變種スル傾向アリ、(中略)」

と述べているように、栽培により改良されたものの中で大まかであるが、八種類に分類できるとしている。

その品種とは、以下の通り。「一、昭和福、莖房短く果実ハ中粒ニシテ核少ナリ皮肉豊富ナル故ニ含蠟分多量ナルコト蠟実中ノ第一位ニアリ(長崎県島原産)(略)。二、葡萄櫨、莖房長く果実大ニシテ蠟分多量ナリ製品最も硬質ナルモ粘靱性ニ乏シ、和歌山県ノ原産(略)。三、伊吉櫨、果実ニ大小ノ二種アリ大粒ヲ優良トス枝条繁茂スルヲ以テ收穫多シ製品ハ葡萄櫨ニ次ギ硬質ニシテ色澤良ク粘靱性ハ蠟実中ノ第一位ナリ(福岡県三井郡原産)(略)。四、松山櫨、大松山、中松山ノ二種アリ大松山櫨ヲ良トス、皮肉多ク蠟分多シ核油多量ナルタメ製品ハ稍々軟質ナリ全国各地ニ分布セル(福岡県浮羽郡亀王村原産)(略)。五、王櫨、形状ハ松山櫨ニ酷似スルモ莖房長く果実ハ中粒ニテ蠟分多ク製品モ亦良シ(愛媛県ノ原産)(略)。六、利太治櫨、多産ニシテ蠟分多シ愛媛県ニ多シ(原木は愛媛県西宇和郡)(略)。七、辰江櫨、果実ノ形状ハ伊吉櫨ニ酷似シ莖房ハ赤味ヲ帯ビ長イ(佐賀県藤津郡に多い)(略)。八、長房櫨、在

來種トモ云フ房長く果実ノ先端(略)蠟分ナシ(全国に分布)が分けられている。その他品種として、平右衛門櫨、桜島櫨を含めた一五種類が確認されているとして、詳細は省略すると記している。なお、栽培については、播種法と接木法の二方法があるが、木植、施肥、ならびに土壤との關係は本文ではこれを省略している。

末文には、近年、急変する經濟狀況を報告。続いて、生産集荷費は現公定價格でも補うことができないし、生産者、集荷人らの熱意が欠け出していると。さらに、勞務不足や採集には危険が伴うために、未採集地区が増加し生産は年々減少しているという。

さらにここで、薪炭の欠乏のため櫨樹伐採が行われるのは、「前途寒心ニ堪ヘザル狀況ナリ」と報告している。つぎに、近年の全国櫨実生産高の狀況を示している。

大正一一年産	五、〇〇〇	万斤
昭和五年産	三、〇〇〇	万斤
昭和一五年産	三、〇〇〇	万斤
昭和一六年産	二、五〇〇	万斤
昭和一七年産	二、〇〇〇	万斤
昭和一八年度	一、五〇〇	万斤(見込み)

つぎに、昭和一六年榎実集荷団体協議会の生産高内訳が示されている。

福岡県	九九九	万斤	高知県	三	万斤
佐賀県	四二三	万斤	和歌山県	四三	万斤
長崎県	三五一	万斤	山口県	五〇	万斤
熊本県	二五一	万斤	島根県	二五	万斤
鹿児島県	一三〇	万斤	鳥取県	九	万斤
宮崎県	五〇	万斤	福井県	五	万斤
大分県	二五七	万斤	京都府	五	万斤
愛媛県	四四八	万斤			

計 三、〇五〇 万斤

(日本木蠟工業組合連合会調査)

この二つの統計から言えることは、全国榎実生産高と榎実集荷団体の生産高の数値に五五〇万斤の差が生じているのであるが、集荷団体の数値は希望的概算額であり、実際は、榎実集荷が困難であったことが窺える。

昭和一二年(一九三七)の日中戦争開始後、同年九月、輸出入品等臨時措置法の制定、ならびに臨時資金調整法による経済統制政策は、翌年の国家総動員法制定によってよ

り強固となつていった。こうした状況において、それぞれの業種の統制組合が設立されていったのである。

さて、ここで日本木蠟工連設立に至る過程とその経緯を目次の中から総合してまとめて見よう。

報告書には、我が国の木蠟の真価を世界各国が認識することとなり、その需要が激増していること。商工省及び農林省においては、木蠟業の発達ならびに統制を計るために直接指導監督するに至つたとある。その過程を、略記にしているで紹介しよう。

なお、文中の() は、役員の出身県以外は筆者(後藤)が補足したものである。

「一、昭和一四年二月二三日、日本木蠟工業組合連合会認可。本会ハ福岡、佐賀ノ両県及伊予ノ各木蠟工業組合ニヨリ創立シ、其ノ当時ノ役員左ノ如シ。

理事長 田北不嗟人(福岡)	理事 菊池礼蔵(伊予)
理事 小森清市(同)	理事 上田喜三郎(同)
理事 中野数衛(同)	理事 中川 勝(福岡)
理事 服部萬吉(同)	理事 田島勝義(同)
理事 上野嘉弥太(同)	理事 中村市郎(佐賀)

理事 八谷弥吉(佐賀) 理事 阿部 昇(伊予)

一、昭和一五年二月一四日 木蠟ヲ重要輸出品トシテ指定。

一、同 三月二七日 日本木蠟工連ヲ重要輸出品取締法ニ依ル検査機関トシテ認可。

一、同 四月 一日 重要輸出品取締法ニ依ル検査開始。當時内地向木蠟ニ付テハ予備検査ト称シ同時ニ検査開始。

一、同 八月 厚生省、商工省及福岡県当局ノ斡旋ニヨリ全国医薬品原料配給統制会並ニ各府県売薬工業組合ニタイシ厚生省指定局方規格木蠟二二〇屯ノ値入契約ヲナシ厚生省ノ配給指図ニヨリ日本木蠟工連ハ其ノ所属組合ニ割当納入セリ。

一、同 一〇月一五日 福岡県当局、日本貿易振興株式会社、商工省指定輸出業者及日本木蠟工連ニ於テ木蠟輸出振興委員会ヲ設立シ当該関係ヨリ各二名ノ委員ヲ任命シ輸出木蠟割当比率ヲ決定サレ其ノ他木蠟輸出振興ヲ計リタリ。

(日本木蠟工連は輸出の統制上当局並びに日本貿易振興株式会社―現在の日本雑貨交易統制株式会社と連絡を計ると

した。本省の指定する六社(三井物産株式会社、割当取扱

数量比率三〇%。三菱商事株式会社、同比率二〇%。株式

会社神戸長瀬商会、笠井商事株式会社、竹田合名会社、大

倉商事株式会社、三社の同比率三〇%)の貿易業者は日

貿社を通じ輸出することある。)昭和一五年度ハ医薬

用木蠟ノ外ハ販売統制ノ施行サルルニ至ラズ、主トシ

テ検査ニ依ル木蠟ノ品位ノ統制実施セラレタルタメ製

品ハ(略)向上進歩ヲ遂タリ、サレド木蠟販売価格ニ

付テハ昭和一五年五月一〇日福岡県告示(公報)ノ櫛

実、木蠟ノ最高販売価格ノ外無キタメ独リ福岡県ノ木

蠟業者ノミ是ニ束縛セラレ他ハ其ノ九・一八価格ニ依

リ販売スル状況ニテ混沌タル状態ヲ呈セルモ統制ハ時

局ノ要請スルところニテ他県業者モ漸ク日本木蠟工連

ニ加入セントスル機運ヲ生セシメタル(略)。

続いて末文には、昭和一五年度における日本木蠟工連の「功績ト言ヒ得ベシ」と略記を締め括っている。

つぎに、昭和一五年以降の日本木蠟工連の経緯について、略記を若干補足して紹介しよう。

昭和一六年二月二三日 日本木蠟工連臨時総会にて福岡県山門郡三橋(柳川市三橋町)検査所の外、佐賀、熊本、

愛媛、和歌山の各県に検査所設置を決定。

同 七月 日本木蠟工連役員の変動、左記役員就任。

理事長 中金鍋三 理事 山本富治(長崎)

専務理事 土屋終造 理事 前田栄吉(鹿児島)

理事 田北不嗟人(福岡) 監事 中川勝(福岡)

理事 八谷弥吉(佐賀) 監事 佐藤袈裟市(佐賀)

理事 角田義雄(紀州) 監事 上田喜三郎(伊予)

理事 古閑直喜(熊本) 監事 浜田義一(熊本)

昭和一六年一〇月一日 農林省告示の榧実及木蠟の公定価格により販売実施。当時日本木蠟工連の所属組合は、福岡県、伊予、紀州、熊本県、長崎県、鹿児島県の七木蠟工業組合、所属組合員数は三一六名である。

公定価格の発表と、全国的には統一を見るが、福岡県の価格は、各県の九円一八銭を下回る。従って、工業部門はその原料関係に及んで採算不能に落ち入る。この間、一部榧実集荷団体の策(はかりごと)が起つたり、組合員の価格違反などの事件も相次ぎ木蠟業界の「前途は寒心に絶えざる状態になる」と目次二同様の文言で訴えている。

同 一一月 日本木蠟工連事務所(当時福岡市)

を農林省山林局林政課内に移す。本省との連絡を緊密にすることは、懸案たる木蠟業界の明朗化に励む処なりという。続いて略記は、「昭和一六年度ノ木蠟業界ハ日本木蠟工連ノ組織的發展ヲ見テ所属組合ヲ増シタルハ木蠟界ノ統制強化ノ一歩前進ト見ルベキモ販売統制ノ実施ナリ、只公定価格ノ発表ニ依リ価格ノ統制実現セルニ過ギズ、此ノ間検査ノ励行ハ依然厳正ニ遂行サレ製品ノ向上ハ等級ノ簡單化サレル迄ニ進捗セリ」と報告している。

昭和一七年 六月二三日 日本木蠟工連へ大分県、宮崎県、山口県の各木蠟工業組合の新加入を承認。

同 一一月二七日 島根県木蠟工業組合の新加入承認。

昭和一七年 日本木蠟工業連の吉村郁次郎、

木蠟製造工場建設につき計画書作成(総工費一三六、三〇〇円)。昭和一七年度の日本木蠟工連は、木蠟原料及び木蠟生産並びに組合員の最善の努力を致す。本省指導下に同一月統制委員会を組織し、統制業務を着手する。なお、業界の懸案の公定価格に関して所属組合一丸となつて改正を陳情するとした年度報告を出している。

昭和一八年 四月二六日 農林省告示を以て、木蠟原料並

びに公定価格発表、即日施行。

日本木蠟工連は木蠟需要の累加に伴い本省要項に基づき
愈々重点配給を断行し、統制の運用を開始。

当時の所属組合は、福岡、佐賀、伊予、紀州、長崎、熊本、鹿児島、大分、宮崎、島根、福井、山口の合計一二の工業組合、さらに鳥取、京都も実質的には加入、名実ともに全国的統一が計られ国体となる。各組合員へ販売する全国一元化の運動を展開した。

同 九月 植物油脂製造業整備に関する本省

省の通牒が出される。企業整備前の組合員工場分布（生蠟工場）は次の通りである。

福井五、京都一、和歌山一〇、鳥取五、島根五、山口五、愛媛一〇、高知一、福岡三五、佐賀九、長崎一〇、熊本三、大分六、宮崎九、鹿児島五、合計一二〇。機械能力は榎実約六、〇〇〇万斤の処理を有する、整備後の工場は注（15）を参照。

昭和一八年度の木蠟業界は、「生産、検査、配給ノ一元の統制ノ実現セリト雖モ時局急変移行ハ必然的ニ（略）榎実ノ集荷ニハ影響ヲ及ビ、公定価格内ニ於テハ到底集荷不能視セラル、状況ニナリ」と報告。

一八年度（一七年度産）配給された榎実は実に二、〇九五万斤と激減した。これには公定価格の大改造の要望が必要となる。需要は、配給榎実と反比例して一、〇二〇万斤（昭和一八年一二月末）に及ぶ。これに対する配給は、二八六万斤である。従って、得意先の用途は既往の用途を一変させ、時局軍需産業に不可欠の資材となっていることは注目すべき傾向と結んでいる。

昭和一九年 四月 農務省の斡旋により日本木蠟工連と東京外、三木蠟卸商業組合との協議にて当該商業組合は解散することで円満解決となった。日本木蠟工連は商工法によって改組することになる。これを機会に、従来の商組の取扱たる小口末端の配給も担当することになる。

昭和一九年 五月 商工法により日本木蠟工連を解散、同時に日本木蠟統制組合を創立する。五月一二日設立認可、現役員左の如し。

「理事長 中金鍋三

専務理事 野間隆一

常務理事 吉原郁次郎

理事 田北不嗟人

理事 古閑直喜

監事 八谷弥吉

監事 山本富治

外評議員一三名

一、事務所 福岡市二置ク

総務部、業務部、技術部ヲ置ク

総務部ニ庶務課、經理課ヲ置ク

業務部ニ配給課、生産課ヲ置ク

技術部ニ検査課、調査課ヲ置ク

二、出張所、東京都、福岡県、佐賀県、熊本県、愛媛県、

和歌山県ニ置ク

三、検査場、福岡県、佐賀県、熊本県、愛媛県、和歌山県

ニ置ク

其ノ他ハ付録定款規定等ヲ参照ノコト

昭和一九年 七月 日本木蠟統制組合は陸海軍省、

厚生省へ木蠟納入につき、農務省の斡旋により協議決定

し、組合はこれに基づき軍需及び充足軍需、及び医療用を

優先配給の方針として、配給統制業務を再出発させた。

昭和一九年 九月一六日 木蠟原料並びに木蠟の公定価格

官報に告示。一八年度産の蠟実について、集荷団体、生産

業者は、採算不能の声が高く、出荷状況はまた不調、再び

前途憂慮となつていく。

昭和一九年一〇月一九日 日本木蠟工連の決算総会開催。

昭和一九年一〇月二〇日 日本木蠟統制組合臨時総会開

催。同組合の事務所を福岡市に置くことに変更し、軍部其

の他の要請に応じる。なお、時局に即応して、公定価格を

是正し蠟実増数集荷を計る。同時に、軍部の木蠟需要に応

え、熱心な陳情方の意見がでる。さらに、日本木蠟統制組

合の善処方の要望があり、これらの実現を期すとしてい

る。

以上、昭和一六年二月から一九年一〇月までの日本木蠟

統制組合に至るまでの略記を補足して紹介した。

なお、昭和一五年一二月には、福岡県の場合、県蠟実統

制協会を設立している。この協会は、県木蠟工業組合及び

県蠟実増殖実行組合連合会を母体として組織されたもので

あった。

つぎに、表1で昭和一六年から同一八年までの三ヶ年の

蠟実及び木蠟の需要数量、並びに表2で木蠟の主たる用途

別配給数量を見よう。

表2で報告されているのは、主に戦時下における木蠟の用途が列挙され、その中身となると戦争に使う火薬・航空

表1 昭和16年、17年、18年度の蠟実及び木蠟の需要数量 (単位：万斤)

年度 種目	昭和16年		昭和17年		昭和18年	
	需要量	供給量	需要量	供給量	需要量	供給量
蠟 実	3,900	3,035	4,500	2,399	6,000	2,095
木 蠟	650	608	765	408	1,020	286

(出典)：「蠟ト木蠟 (一号)」39頁。

表2 木蠟の主用途別配給数量

(単位：万斤)

用途別	主用途	昭和16年		昭和17年		昭和18年	
		生蠟	白蠟	生蠟	白蠟	生蠟	白蠟
軍 需	火薬／電波兵器／落下傘／野戦蠟燭／船舶引き上げ／兵器鋳型／航空機／海底調査	20	10	30	10	20	35
蠟 燭	和蠟燭／防空／その他	90	70	60	30	44	20
繊維工業	防織／織布／テント／帆布	0	50	0	50	10	25
	染色／捺染	0	30	0	10	0	8
機械工業	鋳造用／発動機／その他	1	0	1	0	5	4
塗料用	特殊塗料／航空機塗料／ロープ塗料／電気絶縁塗料	1	0	5	2	0	1
	磨蠟所／加工磨剤／光学レンズ磨／靴クリーム	15	10	5	5	4	1
	減磨／スキーワックス／ベルトワックス／代用ベト／航空機用高度ワックス	10	0	15	5	2	1
絵 具	鉛筆／クレオン／印刷インク	13	22	13	22	16	12
製 紙	謄写原紙／カーボン紙／サイズ剤	0	5	0	5	0	3
防水脂	船舶引き上げ／杭水防止／海底調査			30	3	1	3
化粧用	ボマード／チック／口紅	30	20	25	10	6	5
医薬用	外科軟膏絆創膏／細菌培養／医学用模型	0	2.5	20	20	2	24
輸出用	セタン製造	0	204	76	76		38
その他	化学工業	1.4	2	1.5	1	3	3
小 (計)	(合) 計	181.4	•426.2	•165.5	•249.3	•95	•181
合 計		607.6		•407.8		•286	

(出典)「蠟ト木蠟 (一号)」39～42 頁。小計と合計も含めて・印の数字が合っていない。両計とも、最終の数字ではなく集計まぎわの数字の可能性が考えられ、・印の最終集計に費やす時間がなかったのではないかなどが考えられよう。

機・船舶引揚・防空・海底調査などに用いられていることが窺え、その他機械用の補助としても使用されている。また、従来の木蠟の用途に和蠟燭として利用されているが、ここでは、医薬用としての木蠟が重視されていることわからう。

昭和一五年以降の蠟実及び木蠟の（最高販売）協定価格、並びに公定価格を上げよう。

この数字は、昭和一五年五月一〇日の福岡県公報による告示である。

福岡県蠟実及木蠟ノ協定最高販売価格

一、蠟実（品位は、蠟を含んだ含蠟分を示す。単位・円）

區別	品位	単位	生産者販売価格	最終販売価格
新蠟実	二〇%	一〇〇斤二付	九円	九円一五銭
〃	二五%	〃	一一円二五銭	一一円四〇銭
〃	三〇%	〃	一三円五〇銭	一三円六五銭
直実	二〇%	〃	九円四〇銭	九円五五銭
〃	二五%	〃	一一円七五銭	一一円九〇銭
〃	三〇%	〃	一四円一〇銭	一四円二五銭
古実	二〇%	〃	九円八〇銭	九円九五銭
〃	二五%	〃	一二円二五銭	一二円四〇銭
〃	三〇%	〃	一四円七〇銭	一四円八五銭

（出典）「蠟ト木蠟（一号）」四六頁。

二、生蠟

品位	単位	生産者販売価格	最終卸売価格	小売価格
特等	一〇〇斤二付	六二円	六三円八六銭	六六円九六銭
上等	〃	六〇円	六一円八〇銭	六四円八〇銭
一等	〃	五八円	五九円七四銭	六二円六四銭
二等	〃	五六円	五七円六八銭	六〇円四八銭
三等	〃	五四円	五五円六二銭	五八円三二銭
外	〃	五二円	五三円五六銭	五六円一六銭

（出典）前掲書四七頁。

三、精製白蠟

品位	単位	生産者販売価格	最終卸売価格	小売価格
特上	一〇〇斤二付	八五円	八七円五五銭	九一元八〇銭
特等	〃	八〇円	八二円四〇銭	八六円四〇銭
一等	〃	七八円	八〇円三四銭	八四円二四銭
二等	〃	七六円	七八円二八銭	八二円 八銭
外	〃	七〇円	七二円一〇銭	七五円六〇銭

（出典）前掲書四八頁。

この県公報告示には、いくつかの規則が定められている。

「一、蠟実では、品位（含蠟分）一%上下するごとに、生産者販売価格は新実一〇〇斤につき四五銭、直り実同斤につき四七銭、古実同斤につき四九銭を増減するものとする。最終販売価格は、生産者販売価格（正味一〇〇斤）に

一五錢を加算したものとす。さらに、最終販売価格は正味一〇〇斤入俵産地の倉庫渡しとする。なお、新榎実とは、前年二月一日～三月三十一日までに現品販売のもの。直り実とは、四月一日～六月三〇日までに現品販売のもの。古実榎とは、七月一日～一月三〇日までに現品販売したものである。」因みに二、生蠟、三、精製白蠟については省略する。

以上、史料で言われているのは、昭和一五年の福岡県公報告示以前、各県とも榎実（二〇〇斤）実績の九円一八錢の価格によって販売していたのであるが、榎実の収穫は各県とも競争しながら獲得している。その頃一部の仲買人の違反にて購入価格の変動が生じたのもこの時期にあたる。

同告示（九円一八錢以下）以後は、福岡県業者のみ不利な立場に置かれた。その間、日本木蠟工連が発足したが、未加入業者によって、榎実の高値、さらに価格の変動が起り、木蠟業全体の混乱を招いた時期といえる。

昭和一六年九月になると、農林省官報告示により公定価格が発表され、全国的価格統制へ向けて、木蠟業全体の是正へと進んでいったのである。

三、おわりに

ここでは、戦時下の「榎ト木蠟（二号）」（日本木蠟統制組合編）の史料を紹介することによって、木蠟業の状況を見ようとした最初の作業である。

今回の史料は、日本木蠟統制組合がまとめた報告書であり、日本木蠟工連を引き継いだ（形としては解散）同組合の計画書も含まれ、戦時下の組合の予想した概算額が最大値に示されているのが特徴といえよう。

先に述べたように、木蠟業は、明治期から諸々の製品改良（装飾加工）策を試みているが、その後、経緯をまとめるならば木蠟製品（搾った蠟を重さごとに型枠に入れる、又は晒した蠟＝非装飾品）を材料として販売先へ出荷するという方法が基本的には変らなかつたのである。さらに、業界を支えた外国向けの輸出製品に関しても同様であつたのである。

従つて日中戦争以前、木蠟業は、各県において木蠟工業組合を組織し、榎実収穫、製蠟作業の改善や機械化を促進しながら、販売活動を行つてきた経緯があつた。

今回、史料の略記でもおわかりのように、個々人で行つ

ていた木蠟販売は、各県でまとまった工業組合として木蠟業者（組合員）の経営を維持させたが、まだまだ流動的な公定価格の変動により危機的状況に曝されていた。この打開策として、福岡県、佐賀県、愛媛県の木蠟工業組合が全国組織としての日本木蠟工連を発足させ、四年後には加盟一四地区の組合にまで拡大させた。それに組合員数となると全国に広がりを見せ一二〇と伸びたのである。

この日本木蠟工連の主な目的は、品質向上と全国の統制販売一元化といえるが、まだ未加入業者の無謀な違反によって木蠟業界全体が悩まされる不安定さがあつた。

この状況を変えたのが、戦時下の経済統制であつた。同木蠟工連では、この際、軍部への陳情を強化することによって、より組織の改善を期待した結果が、商工法による改組を機会とした同会の解散であり日本木蠟統制組合の発足であつたのである。

最後に、今後の課題は、戦時下における木蠟業の研究を進め、改めて今回の史料（概略）を史料集として計画しようと思うものである。

(1) 近世後期から継続して、明治・大正・昭和と全国木蠟生産高一位をしめた。しかし、昭和四〇〜五〇年にかけて

て佐賀、愛媛について、一時三位となつたが、現在再び一位となっている。昭和五年の生産額と全国順位を見るならば、工芸農産物の蠟は六五万円で第一位。近世以来の工芸農産物・菜種は生産をのぼすが、蠟栽培は明治後期をピークに急速に衰退した。蠟収穫高も明治四一年四、六〇〇万斤あつたのが、大正一〇年一、九〇〇万斤に急減している。『福岡県史』通史編近代産業経済(一)。その後、昭和一〇年代は三、〇〇〇万斤が大きな目標となつてゐるが、段々と減少傾向となつた。

(2) 明治一三年福岡県「秋季勸業大集会決議録」。福岡県立図書館所蔵。

(3) 生蠟（しょうろう、或いはきろう）とは、蠟実から生の蠟を採つた製品をいう。従つて、蠟製品は生蠟と白蠟の二種類がある。

(4) 明治一三年時点、大阪蠟問屋八軒中（明治三七年では一七軒）の一家。大阪高麗橋五丁目居住。昭和一一年一月株式会社筑三商会を設立。目的は木蠟製造加工販売及輸出。総株数七五〇〇株。資本金一五万円。代表は筑紫三郎（三次郎の子）となつてゐる。筑三商会は兵庫県神戸市、福岡県久留米市に支店を出している。なお、金沢の居住地は、大阪の上町粉川町である。ところで、伝習中のことについて、伝習滞阪中の食費は総て先方（大阪）の賄いとする。また、みだりに他出することを厳禁。それから、教師の意に背くべからずとある。木蠟の伝習志願者があるときは、本県庁（福岡）と大阪府庁と

の手を経て紹介し、然る後に入場を許すとしている
〔前掲秋季勸業大集会決議録〕。

- (5) 明治一四年〜一七年の福岡県「勸業年報」。明治一六年以降、木蠟を裝飾加工して問屋、蠟燭屋へ送った史料は見当たらない。

- (6) 白蠟（はくろう）とは、精製（生蠟を水や天日で干して白くする。或いは、灰汁を入れて晒したもの）した製品をいう。

- (7) 白蠟の海外向け輸出は、明治三十年末から四十年にかけて最大のピークを迎えている。

- (8) 真崎家文書四二「パラフィン、ワックス及びスチアリン輸入税率改正ノ義ニ付請願」。その他、清国木蠟、アメリカパラフィンに関しても詳細な資料を作成し、国に嘆願している。

- (9) 中村隆英編「日本の経済発展と在来産業」、原朗「戦時統制経済の開始」『岩波講座日本歴史二〇近代七』所収、中村隆英「戦争経済とその崩壊」『岩波講座日本歴史二一近代八』所収。

- (10) 上野家文書。福岡県朝倉市（旧甘木市）上野寿三氏所蔵。上野家の木蠟製造・販売の営業は、昭和四六年まで行ったが、以後廃業した。同家の木蠟製品の輸出先は、外国では主にアメリカが中心であり、国内は主要都市（大阪、東京）であった。製品には今（クモカ）の商標を型枠につけて（重さごとに区別）出荷した。

- (11) 上野嘉弥太は、明治二九年朝倉郡甘木町生まれ。大正

三年以降、家業の木蠟製造業、質商を営んだ。昭和一四年五月日本木蠟工連の理事に就任。戦後昭和三五年から四二年まで日本木蠟商工業協同組合の四代理事長を務めた。

- (12) 明治三一年三月、福岡市の共進館で第三回全国木蠟業大会が開催。と同時に第一回福岡県内製蠟榧実品評会が開催されたが、生蠟三等賞に上野好三郎が入賞した。なお、同地区業者らの中に、一等、二等に入賞するほどの品質を評価された者もいた。『甘木市史』下巻一七〇頁。

- (13) 上野家の木蠟輸出高。（年）大正九年、（数量）七三〇、三〇〇斤、（金高）一二七、二四五円、昭和二年、五三〇、一二〇斤、二三八、五五四円、昭和十一年、五六、五四七把、一七四、〇〇〇円。

- (14) 工場の内訳は、榧実処理工場、水庄工場、成型工場、凌出工場、粕処理工場、荷造工場、製品倉庫、原料倉庫、事務所、研究所、成型工場、加工工場、機関室、倉庫、車庫、煙突出入口窓、晒場（五〇〇坪）。工場設備費は、六六三、〇〇〇円。

- (15) 組合員の工場。（福岡県）福岡県木蠟工業有限公司、野田製蠟有限公司、合資会社武田商店、清水屋商店、上野製蠟所、門本製蠟所、石橋製蠟所、栗林製蠟所、（企業合同の上会社設立準備中）（佐賀県）佐賀木蠟有限公司、鷹星木蠟有限公司、（長崎県）山本製蠟所、本田製蠟所他八、（熊本県）肥後製蠟株式会社、（鹿児島県）前田製蠟所他二、（宮崎県）宮崎木蠟有限公司、（大分県）

向井採蠟所他二、(山口県) 仲子製蠟所、(島根県) 吉田製蠟所他二、(鳥取県) 榎本製蠟所他一、(福井県) 若狭販売組合連合会、(和歌山県) 紀州木蠟有限公司、(愛媛県) 愛媛製蠟組合、喜多製蠟所他六、愛媛県農業会宮内壬生川工場、(京都) 真下製蠟所、(関東地方以北) 真庭誠「東京都本郷、興亜漆塗料有限公司」であることがわかる。

なお、機械台数は最大二〇台(水圧式製蠟機、抽出式製蠟機)、最小一台、従業員は最大二七人、最小二人であった。晒は、「晒場有り」と「なし」があり、専業者がいる地区もあった。

(補足) 木蠟ノ流通過程と統制を見よう。明治四三年度農林省発表では、生蠟一二、一一六、三〇〇斤、晒蠟一八、三八六、一三〇斤、製造者戸数一、七九二戸、従業員男工三、五二七人、女工四六九人計三、九九六人。昭和初めの頃の生産高約七五〇万斤を保持。しかし年々減少。当時の問題は一部業者による他の油脂類混入の加工であったが、木蠟製造法の技術改良と櫨樹改良も大きな課題であった。

◎白蠟の供給系等(輸出は福岡・愛媛・佐賀県産、国内は愛媛・和歌山・熊本県産。系統は、生産者から問屋、輸出業者、地方卸商、消費者への四つに分かれている。その中に、仲立、小売が存在した。)

◎輸出木蠟の供給系統



〔付記〕 本稿を作成するに際して、朝倉市の上野寿三氏、福岡大学研究推進部の藤本俊史氏に貴重なご教示を賜りました。末筆ながらここに記し、お礼申し上げます。

(二) とう まさあき・福岡大学研究推進部

『正誤表』

① 二一頁 下段 一四行目

【誤】 基本的には

【正】 基本的には

② 二一四頁 下段 最終行

【誤】 福岡大学研究推進部

【正】 福岡大学研究推進部大学史料室